

第4章 賞 与

(賞与及び一時金)

第25条 賞与は法人の業績及び職員の勤続年数、勤務成績ならびに職務遂行能力、法人への貢献度などを考慮して支給する。賞与の算定基礎額は基準給とする。また、賞与は法人の都合で支給しないことがある。

2 前項の基準給とは、学歴・資格・経験年数・役職年数を精確に反映したものであり、賞与額決定の基本となるものとする。また、7月10日支給分の賞与は当年3月31日時点の基準給を適用し、12月10日支給分の賞与は当年9月30日時点の基準給を適用するものとする。

3 賞与は7月10日、12月10日に支給する。ただし、支給日に在籍していない職員には支給しない。

4 賞与の算定期間は、前年10月1日～当年3月31日を前期、当年4月1日～当年9月30日を後期の2回に分ける。この期間の途中から勤務した職員に関しては、「別表4」により、その者の在籍期間に応じて支給する。また、対象期間に欠勤した職員に関しては、「別表5」により、その者の欠勤日数に応じて支給する。

5 前項の算定期間中において就業規則に定める懲戒処分を受けた職員については、その算定期間に対応する賞与を減額もしくは支給しないことがある。

6 補則事項(1)

「介護職員処遇改善計画」に基づき、平成25年度以降に提供されたサービスに対する対価として「介護職員処遇改善加算」報酬が算定される。介護職員に「介護職員処遇改善加算」に応じた額を「職員処遇改善一時金」賞与として適宜支給する。但し、下記(1)～(8)は「介護職員処遇改善計画」の一部として取り扱うものとする。

- (1) 平成21年4月に設けた介護福祉士の資格給とその増額分
- (2) 平成24年度を基準とする、平成25年4月以降の基本給昇給分
- (3) 平成25年度の夜勤手当と比較した、平成26年4月以降の正職員夜勤手当増額分と準職員時給昇給分
- (4) 平成24年度を基準とする、平成25年4月以降の基準給の昇給によって生じた賞与の増額分
- (5) 平成27年4月新設のヘルパー2級・初任者研修修了の資格給とその増額分
- (6) 平成24年度を基準とする役職手当の増額分

- (7) 平成30年10月16日を基準とする準職員の慶弔休暇及び伝染病等を有給にしたことによる増額分
- (8) 定年後再雇用職員に慶弔休暇の総時間給及び2019年4月1日を基準とする定年後再雇用の嘱託職員の伝染病休暇を有給にしたことによる総時間給分

補則事項(2)

「介護職員処遇改善一時金」及び「介護職員等特定処遇改善一時金」は「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」報酬が算定される期間のみに限定されるものとする。

補則事項(3)

「介護職員処遇改善一時金」支給時は介護職員以外にも「職員処遇改善一時金」として支給される。但し、「職員処遇改善一時金」は「介護職員処遇改善加算」報酬が算定される期間のみに限定されるものとし、介護職員以外の「職員処遇改善一時金」は、法人の収支状況により、支給できない場合がありうる。

補則事項(4)

「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」に伴う「介護職員処遇改善一時金」及び「介護職員等特定処遇改善一時金」は、適宜一時金として支給される。

補則事項(5)

「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の続行・廃止は行政の決定に連動するため、「介護職員処遇改善一時金」及び「介護職員等特定処遇改善一時金」の支給日は、年度により、異なる場合がある。次年度の支給日は年度末までに全職員に通達する。

補則事項(6)

「介護職員処遇改善一時金」及び「介護職員等特定処遇改善一時金」額は一時金対象期間に在籍した職員の常勤換算により算出して決定される。対象者は算定期間に在籍且つ、支給日に在籍の職員に限るものとする。

補則事項(7)

「介護職員等特定処遇改善計画」に基づく「介護職員等特定処遇改善加算」に応じた以上の額は、「介護職員等特定処遇改善一時金」として、法人負担の法定福

利を差し引いた上で、全額を下記ルールに則り、分配支給する。但し、居宅介護支援事業所職員及び第 III グループの職員で年収 4,400 千円以上の職員は対象外とする。

法人職員を下記 I、II、III の 3 グループに分け、各グループ I : II : III の支給基準額を順に 4 : 2 : 1 の割合とする。

I : 介護福祉士資格を有し、且つ勤続年数が 10 年以上の介護職員

II : その他の介護職員

III : 介護職員以外の法人職員

補則事項 (8)

①「介護職員特定処遇改善加算」については、対象期間の途中でグループ I 及び II の条件を満たすに到ったグループ II と III の職員は、次期対象期間より上位グループの対象者となる。

②経験年数の起算日は準職員又は正職員としての入職日とする。

③グループ III の選定基準は法人の収支状況により、理事長の判断に基づき「介護職員特定処遇改善計画」の都度設定される。

(その他の事項)

第 26 条 その他、職員の賃金についてこの規程に定めのない事項で、決裁を要するものについては、理事長がその都度定める。